

「改革推進公共投資」特別措置の具体的対象事業について

「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）を改正し、以下の事業を行う。

1. Aタイプ（収益回収型）

現行Aタイプ事業に、民間都市開発事業と併せて民間事業者が実施する公共施設の整備事業を追加する。（法律改正事項）

2. Bタイプ（補助金型）

「改革工程表」及び「重点7分野」に該当する事業のうち、民間投資の創出、就業機会の増大に特に資する公共投資であって、事業の早期執行が可能で景気浮揚に即効性が高く、緊急に実施する必要がある以下の事業を推進する。なお、新たに、施設費や国の直轄事業も対象に含める。（法律改正事項）

その際、民間の潜在的な投資を顕在化させる環境づくりのため、直接的に民間投資を伴う事業を優先的に採択することとする。

都市再生

都市再生プロジェクト又は民間投資開発促進のための緊急措置に関連する事業

地方の活性化、街づくり

まちづくり総合支援事業など地方が自主的に構造改革に資する事業を選択する統合補助金事業

科学技術、人材育成、教育

国立大学等の国際競争力のある研究開発拠点、人材育成拠点、産学官連携拠点等の整備事業

少子・高齢化

歩道や駅などの公共空間におけるバリアフリー化促進事業、子育て支援のための保育所等の整備事業及び高齢化に対応した介護、医療施設等の整備事業

## IT

学校の情報化、管理用光ファイバーの整備等 e-Japan 重点計画に基づき緊急に実施することが必要な事業

## 環境

廃棄物処理施設整備事業等循環型経済社会の実現に向けた緊急課題に対応するための事業

## 3. Cタイプ（民活型）

現行Cタイプ事業に、PFI事業の普及を促進するため、PFI事業を対象事業に追加する。（法律改正事項）

なお、Cタイプ事業については、既定予算の枠内で対応する。